第三セクター等(地方三公社·第 三セクター)の実態と課題

赤井伸郎 兵庫県立大学 akai@biz.u-hyogo.ac.jp

本稿のねらい

- 目的:現時点で得られる最新データを収集し、現在 の第三セクター等(地方三公社・第三セクター)の実 状を明らかにする
- 課題を議論するが、それとともに、現在調査されているデータがいかなるもので、それが、その問題点を明らかにする上でどの〈らい有効なものになっているのかも議論する。現在整備されているデータの限界も読み取れるであるう。
- 住宅公社と道路公社は、これまでに国全体の包括的研究がほとんどなされていない。
- 今回は、データは整理した形でできるだけ多く掲載し、議論をすることにした。(最終形は検討)

はじめに

景気対策と公共事業

公共サービスの提供制度の疲労

(例:財政投融資、特殊法人、第3セク

ター、地方公社・・)

公共サービスの提供主体・手法の改 革の必要性が大きな関心事項

(改革断行内閣の意義)

本稿::公共サービス提供主体及び手法として期待される民間活力に着目

第三セクターとは?

第一と第二=官と民

第三セクターとは(定義:総務省)

政府が25%以上出資する団体

民法法人(社団法人、財団法人)

商法法人(株式会社、有限会社)

第三セクター等とは?

第三セクター + 地方3公社 (土地開発公社、住宅供給公社、地方 道路公社)

図 1 業務分野別法人数

業務分野	株式会社	有限会社	社団法人	財団法人	地方住宅 供給公社	地方道路 公社	土地開発 公社	合計	(参考) 14年度調査
地域・都市開発	234	4	10	355	1	1	1,554	2,157	2,197
住宅・都市サービス	66	1	1	72	57	1	-	197	206
観光・レジャー	994	84	28	385	1	-	-	1,491	1,484
農林水産	517	165	350	395	_	_	_	1,427	1,442
商工	378	18	16	331	1	-	-	743	719
社会福祉·保健医療	21	1	12	580	_	_	_	614	653
生活衛生	76	12	5	217	_	_	_	310	305
運輸·道路	396	16	2	65	-	43	-	522	519
教育•文化	51	5	31	1,171	_	_	_	1,258	1,250
公害•自然環境保全	9	_	4	73	_	_	_	86	86
情報処理	105	_	3	11	_	_	_	119	117
国際交流	1	-	1	119	-	-	-	121	127
その他	652	15	20	379	-	-	-	1,066	1,054
計	3,500	321	483	4,153	57	43	1,554	10,111	10,159

② 2 第三セクターの年次別設立数

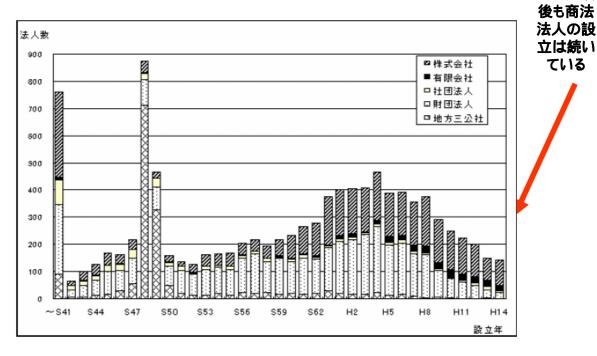


表 1 2002年新設法人の業務内容。

14年新設法人の業務内	æ
-------------	---

業 務 分 類	法人数	主な業務内容等	
		都市再開発等の都市整備	2
地 域・都 市 開 発	9	土地の取得、造成、処分	2
		公園、緑地等土木施設の管理	1
		レジャー施設の運営	27
観 光・レジャー	39	レジャー施設の整備及び運営	7
M 30 0 7 1		観光宣伝	2
		リゾート	1
農林水産	23	農畜産物の販売等	13
		中心市街地活性化事業	13
商工	28	まちづくりソフト事業	3
		技術振興·経営指導 物品製造·販売	3
4.人员从	_		2
社会福祉・保健医療	4	社会福祉、保健医療施設の管理 産業廃棄物処理	
生活 衡 生	4	<u>度 景 度 栗 初 没 理</u> 一 般 廃 棄 物 処 理	2
		鉄軌道事業	
運輸·道路	9	駐車場	- 7
AE PRI ALL PUT		型港ビル	1
40 ata - 10		社会教育施設の管理	
教 育・文 化	9	スポーツ振興	i
公 害・自 然 環 境 保 全	1	自然環境保全事業、自然保護事業	1
情報処理	2	The state of the s	2
81	143		



バブル以

ている

表3 第三セクター等の法的整理の状況(平成15年)

倒產月	企業名	負債額	業種	熊様	所在地
2月	ハウステンボス(株)	2289億円	テーマパーク運営	更生法	長崎県
2月	(株)マリーン生野	3億5000万円	アワビ賽薙	特別清算	広島県
3月	(株)スペースネオトピア	231 億円	テーマパーク経営	破産	新潟県
3月	鶏頂高原リゾート開発(株)	79億円	ゴルフ場経営	民事再生法	栃木県
3月	三重中部総合開発(株)	5億9000万円	不動産開発	破產	三重県
4月	瀬戸内国際観光(株)	39億1900万円	ホテル経営	更生法	岡山県
4月	青森ウォーターフロント開発(株)	2億1300万円	ビル賃貸・管理	破産	青森県
5月	黒崎ターミナルビル(株)	130億円	不動産賃貸	破產	福岡県
9月	(株) 座生川開発	18億円	土木工事·管理	特別清算	千葉県
9月	(株)地毛ゴルフ倶楽部	12億8000万円	ゴルフ場経営	民事再生法	北海道
10月	(株)オアシスパーク蛇の鼻	6億6900万円	公園管理	特別清算	福島県
10月	宝塚温泉(株)	4900万円	温泉施設運営受託	破崖	兵庫県
11月	赤穂駅周辺整備(株)	33億7000万円	商業施設経営	民事再生法	兵庫県
12月	(株)ヴィッセル神戸	16億円	プロサッカークラブ運営	民事再生法	兵庫県
12月	岩見沢ターミナルビル(株)	9億5700万円	駐車場管理	破産	北海道

表 4 主な第三セクター等の法的整理の状況(平成16年)

主な第3セクターの倒産(2004年)

倒産月	企 業 名	負債額	資本金	業種	態様	所在地
1月	宿毛観光汽船(株)	23億6500万円	1億4400万円	フェリー運航	破産	高知県
3月	かわさき港コンテナターミナル(株)	63億円	6億1000万円	港湾施設管理	破産	神奈川県
3月	美祢南部開発(株)	6億5500万円	8億円	高速道路インターチェンジ建設	破産	山口県
3月	恵山クリーンエネルギー開発 (株)	4億8000万円	1000万円	風力発電施設運営	破産	北海道
4月	鎌房興業(株)	24億円	4億8400万円	スキー場経営	破産	福島県
4月	日置川リゾート(株)	2億4100万円	1000万円	ゴルフ場開発	破産	和歌山県
6月	(財) グリーンピア土佐横浪	11億800万円	2000万円 (資産総額)	年金保養基地運営	破産	高知県
7月	北国リゾート開発(株)	108億3200万円	2億7000万円	ゴルフ場経営	民事再生法	石川県
10月	(株) 佐伯メカトロセンター	5億6400万円	1億5000万円	産業機械設備賃貸、技術指導	特別清算	大分県
11月	トナミロイヤルゴルフ(株)	57億9000万円	2億3300万円	ゴルフ場経営	民事再生法	富山県
12月	中条町リゾート (株)	69億300万円	8550万円	ゴルフ場経営	民事再生法	新潟県

土地開発公社とは?

近年問題となっている、 第三セクター同様、大問題

「自治体が、 公共事業用地として土地を 先行取得する目的で設立した公社」

公社拡大の経緯

- · 1 9 7 2 年 6 月公有地拡大法制定契機
- ・1973年1月改正 対象地 (市街化調整区域、代替地)の拡大
- ・1982年 投機的融資規制の銀行法 改正時にも公社だけは対象外

公社への融資拡大

・1988年 一部改正 対象地 (市街地、観光・レジャー)の拡大 リゾート法が関係

(バブル後の買支え政策)

- ・1991~1992年 自治省通達 公共用地の取得促進を指示
- ・1992年 対象地 (都市計画区域外の土地)の拡大
- ・1993年 対象地 (商業・業務用地)の拡大
- 1 9 9 5 年 「経済対策」
- ・1998年 「総合経済対策」

対策

- 2000年7月に「土地開発公社経営健全化対策」総務省
- (総務省通達 土地の処分に特別交付税を措置)
- 2005年1月に、『土地開発公社経理基準要綱 の改正について(概要)』総務省
- 総務省通達 土地の処分への特別交付税、地方債措置

土地開発公社の現状把握

- 全国の傾向 -

表1 全国土地開発公社 土地保有の状況(2002度末・2001度末・増減) (平成15年度土地開発公社事業実績調査結果(総務省報道資料)より抜粋)

		平成14年度末	平成13年度末	増減
	道府県	1兆6,258億円	1兆7,948億円	9.4%
保有土地	指定都市	1兆2,552億円	1兆2,775億円	1.7%
金額ベー	市区町村	3兆8,222億円	4兆 840億円	6.4%
ス	全国計	6兆7,032億円	7兆1,563億円	6.3%
	道府県	8,352ha	8,905ha	6.2%
保有土地	指定都市	1,000ha	1,003ha	0.3%
面積ベー	市区町村	17,315ha	17,895ha	3.2%
ス	全国計	26,667ha	27,803ha	4.1%

土地開発公社の現状把握 - 全国の傾向 -

表 19 保有土地の状況(2002度末・2003度末・増減)

		平成15年度末	平成14年度末	増減
	道府県	1兆5, 447億円	1兆6, 258億円	Δ5.0%
保有土地金額ベース	指定都市	1兆1, 893億円	1兆2, 552億円	△5.3%
休有工地並領へ一人	市区町村	3兆6, 216億円	3兆8, 222億円	Δ5. 2%
	全国計	6兆3, 556億円	6兆7, 032億円	Δ5. 2%
	道府県	7, 607ha	8, 352ha	△8.9%
保有土地面積ベース	指定都市	968ha	1, 000ha	Δ3. 2%
体有工地面積へ一人	市区町村	16, 279ha	17, 315ha	Δ6.0%
	全国計	24, 854ha	26, 667ha	Δ6.8%

表 20 長期保有土地の状況(2002度末・2003度末・増減)

		平成15年度末	平成14年度末	増減
金額ベース	5年以上保有土地	4兆1, 044億円 (64. 6%)	4兆1, 514億円 (61. 9%)	Δ1.1%
並領へ一人	10年以上保有土地	2兆3, 570億円 (37. 1%)	1兆9, 937億円 (29, 7%)	18. 2%
売待 ペーフ	5年以上保有土地	14, 317ha (57. 6%)	14, 875ha (55, 8%)	Δ3. 8%
面積ベース	10年以上保有土地	7, 783ha (31, 3%)	7, 540ha (28. 3%)	3. 2%

^{※()}内は、土地開発公社保有土地全体に占める比率

図 4 2002年度から2003年度の資産保有額(金額)「左軸」およびその変化率 (2002年度末保有額に対する変化率)「右軸」

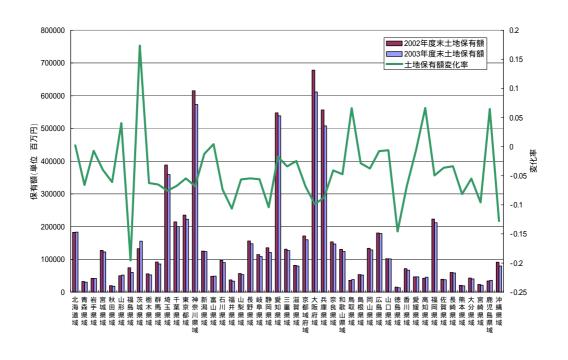
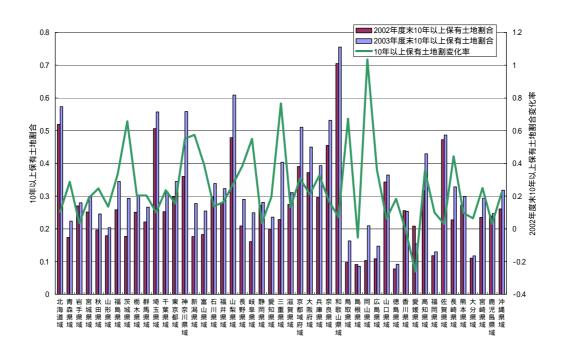


図 5 2002年度から2003年度の10年以上保有土地割合「左軸」およびその 変化率 (2000年度末割合に対する変化率)「右軸」



- 2.2.3 土地公社の役員・職員構成(表21)
- 役員総数は、最大で北海道の1306人。
- 人数に地域性はないよう。
- また、役員に占める公退職者や公出向者の割合は、公退職者の割合が 小さく、すべての県内で公出向者の割合のほうが多い。神奈川、大阪で 80%を越える。
- 職員総数で見ると、北海道は役員の半分である。
- 職員における出向者の割合は、役員における出向者の割合よりも大きく、 80%を超える県内も。
- 2.2.4 土地公社の出資、補助金、貸付金、債務保証債務残高(表22)
- 出資額は、他の公社に比べてばらつきは小さい。補助金もあるが、貸付金が相対的にかなり大きい。債務保証債務残高は、大都市で大きい。
- 2.2.5 土地公社の評価・監査体制(表23)
- 評価委員会は整備されていない公社がまだまだ多い。進んでいるのは、 佐賀であり、22%。また、整備されている公社において民間委員を活用し ている公社は、2極化。
- 外部監査もあまり進んでいない。また、情報公開もネットでの公開も、かなり遅れているといえる。

不良資産の実態把握に向けて

- 保有土地の簿価トリック -

公表されている保有土地金額は簿価 = 取得原価 + 利子

実態を正確に表していない



平成12年度の金利が10%、地価下落率が20%だった場合, 簿価は、平成13年度には金利分増える

全国 地価推移

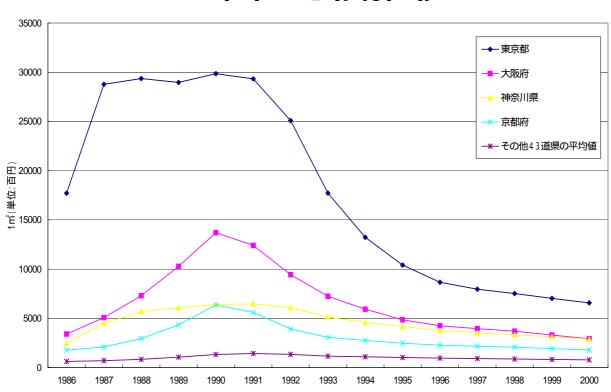


図 8 総合的減価率(金利負担分 + 地価下落分)(県+政令市 + 市)

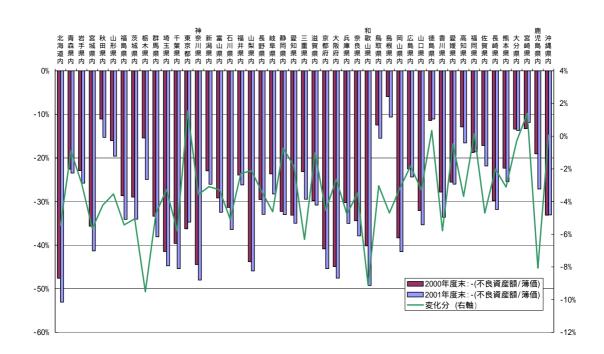


図 9 不良資産額(2000年末・2001年末)と変化率

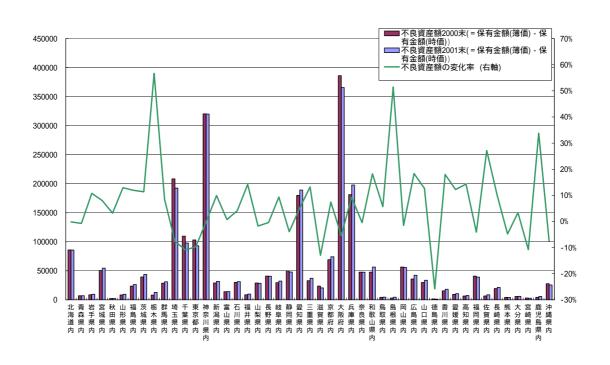
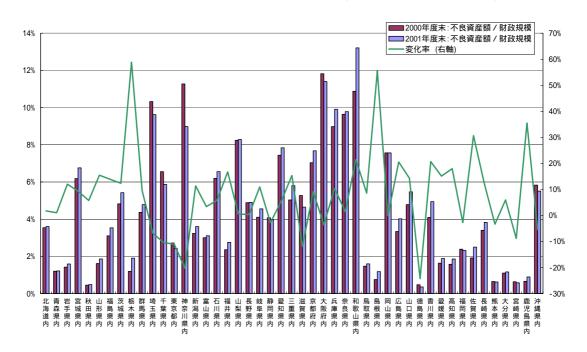
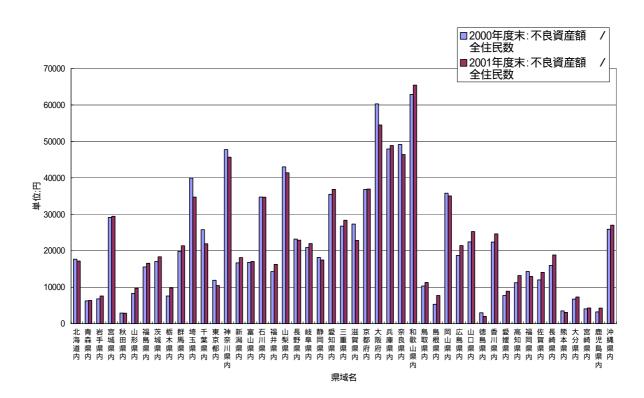


図 10 財政運営への影響(県+政令市+市)



一人あたり不良資産額

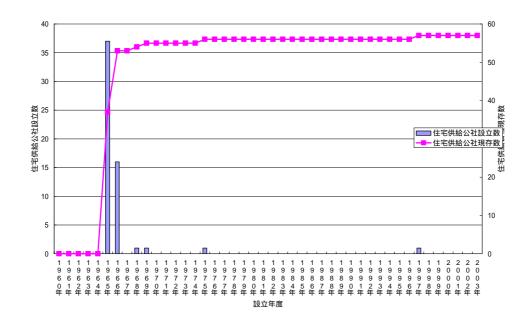


住宅供給公社の経緯

- 古〈は大正時代の住宅組合制度
- 住宅金融公庫の設立による個人に対する住宅資金の提供や地方 公共団体が設立した団体による分譲住宅・賃貸住宅の供給など 住宅政策
- 戦後の国民生活の向上に伴い、持ち家を取得することを希望する 人々が増大
- 宅地価格が上昇するなかで勤労者が住宅を取得することが次第 に困難
- 居住環境の良好な集団住宅およびその宅地を供給させるため、 国及び地方公共団体の住宅政策の一翼を担う公的住宅供給主体 としての役割を果たすために、住宅供給公社は、設立された(昭和 40年6月)。
- 住宅の不足の著しい地域において、住宅を必要とする勤労者の資金を受け入れ、これをその他の資金とあわせて活用して、これらの者に居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もつて住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的。

図 11 住宅供給公社年度別設立数

(現在57社(都道府県+10社)



- 2.3.2 住宅供給公社の概要:資産・負債・正味財産
- 経常利益で見ると、57公社のうち、37公社がフローで赤字。
- ストックで見れば、4公社を除いてすべての公社で黒字である。(4社が債務超過。会計基準変更(H15年度決算)で7社)
- したがって、このデータを見る限り、公社は健全であるとみなされるが、これは会計上、資産価値を、将来の利用収入から来る収益価値や、売却収入ではなくて、建設時の簿価で計測しているため。
- 2.3.3 住宅供給公社の役員・職員構成
- 役員総数は、最大で岐阜の16、人数に地域性はないようである。
- 公出向者が0の公社もある。
- 職員総数で見ると、役員数以上にばらつきが多い。最大は、東京都の 845人(役員は6人)。
- 堺市は、役員11人に対し、職員は10人と逆転。
- 職員に占める公退職者の割合は、0か0に近い。京都市は25%を超え、 大阪市は34%
- 公出向者の割合は、福岡市が特に多く80%を超えている。

- 2.3.4 住宅供給公社の出資、補助金、貸付金、損失補償債務残高
- 出資額は、沖縄が飛びぬけているが、続いて、千葉市と東京都が1億を超えている。
- また補助金の合計は、東京都が飛びぬけて高く、続いて、神奈川県が多い。
- 貸付金は、これまた、東京都が飛びぬけて多く、続いて、兵庫県、名古屋市が多い。
- 全体の傾向を見ると、貸付金で支えされている公社が多いことがわかるが、補助金と貸付金をほぼ同額受けている公社や、補助金はあるが、貸付金は0であったり、両方とも0であったりする公社も存在する。
- 損失補償債務残高は、まった(0である公社と、それ以外の公社で2極化している。
- これらの合計額は自治体の責任となるが、その額が標準財政規模に占める割合を最後にまとめている。茨城、東京、神戸市で10%を超えていることがわかる。
- 2.3.5 住宅供給公社の評価・監査体制
- 点検・評価体制は整備されていない公社がまだまだ多い。
- また、整備されている公社においても民間委員を活用している公社は半分ほど。
- 外部監査はほぼすべての公社で導入されているが、毎年なされていない公社も 多い。
- また、情報公開も進んでいるが完全ではない。ネットでの公開となると、かなり遅れているといえる。

地方住宅供給公社の現状と今後の見直し

廃止決定した公社	2	北海道(注)·福島県
廃止・存続不要と提言されている公社	3	青森県·岩手県·鳥取県
検討委員会の検討結果が出た公社	3	横浜市・神奈川県・岡山県
何らかの見直しが示されている公社		秋田県・宮城県・新潟県・茨城県・山梨県・静岡県・山形県・群馬県・千葉県・三重県・石川県・和歌山県・島根県・香川県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・沖縄県
見直しにむけて動きのある公社	5	長野県・川崎市・山口県・徳島県・宮崎県

注:2003年6月10日 北海道住宅供給公社 特定調停法を地裁に申し立て

資料:全国住宅供給公社等連合会

見直しに向けた動き

- 国交省住宅局は、2002年2月に、「地方住宅供給交差検討 委員会を設置」し、今後の公社のあり方を検討
- 「地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令」 H14.3.20 販売用不動産の時価評価など・・。 公社の解散規定を創設。
- 特定調停(長崎県(3/1成立)、その他詳細は、土居(2004)参照)

住宅供給公社の考えるべき問題

- 経営状況を単なる財務上の債務超過で議論すべきなのか。
- 資産は簿価か時価か。
- 時価は、再取得価格でいいのか。(公会計基準と、経済学的に意味のある基準)
- 賃貸事業の場合、将来にわたる賃貸収入が、その物件の価値を決めるのではないか。
- 住宅は、公が作るべきものか(時代の変化)
- 借金で作るなら、利払いに見合うだけの便益は必要ではないか。便益は賃貸収入であるから、利払いが賃貸料でまかなえないのであれば、作るべきではない。
- 公益性の評価
- 公益性があるから、利払い被を自治体が補填して運営すべきと言う意見が正当化されるのか。時代の流れで、一般の住宅には公益性はない時代。
- 公社の改革の方向性として、低所得者、高齢者向けの住宅提供が検討されている。
- しかし、たとえば、特定有料賃貸住宅(低所得者政策)は、住宅ではなく、直接、低所得者への政策で行うべきではないか。また、高齢化に対応した住宅整備も、ニーズがあれば、民でできるのではないか。高齢者への直接補助で対応可能では。
- (箱ものに頼る国の方針の転換も必要。ハードからソフトへ。)

住宅供給公社の考えるべき問題(つづき)

- 実際作ってしまったものを、どうするのか。
- 分譲住宅の売れ残り。= > 早期処分。土地の処分とは異なる、初期の分譲価格との差の問題。
- 賃貸住宅の空き家問題。= > 家賃問題。
- =>自治体の責任(債務保証)=>特定調停
- <u>廃止に向けた議論: 蓄積されたプロ集団のノウハウはある</u> のか?活かせるのか?
- ノウハウは古いのか最先端か。高齢化した人材。
- 廃止されても、自治体の政策に変化がなければ、アウトソーシング先としてまちづくりセンター(第三セクター)に衣替えするだけで意味があるのか。(ソフト中心になれば価値ありか。)
- =>透明性の確保

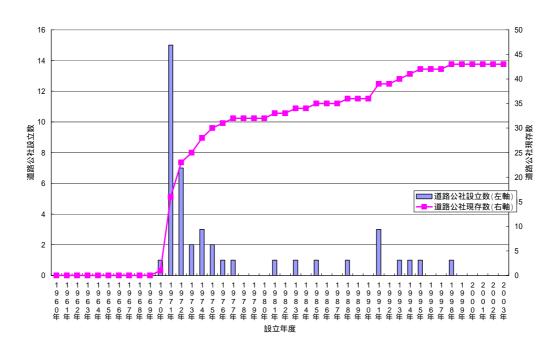
道路公社の経緯

- 地方公共団体による一般有料道路の建設は、昭和40年代ごろから積極的。
- 自動車交通需要の全国的な増大に対して道路の整備は著しく立ち遅れ。
- 道路整備の推進が緊急の課題。
- 有料道路事業についてもより一層拡大していくことが要請された。
- 当時有料道路の建設主体となりえるのは道路管理者のほか日本道路公団、首都高速道路公団および阪神高速道路公団の3公団に限られていた。
- また、これら3公団の財源の大部分は、政府の財政投融資資金に依存しているため、その資金量に一定の制約があり、既存の有料道路建設主体の手によって事業を拡大させていくことには限界が見られた。
- そのため、増大する自動車交通需要に対処するために、民間の資金を積極的に 導入し、活用することにより、地方幹線道路の整備を推進していくことが必要。
- その事業主体として新たに地方道路公社【以下、道路公社】という)を創設(昭和45年)することとされた。
- 地方道路公社は、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて地方における住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的

図 12 道路公社年度別設立数

(県+市(大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州市、川崎市、札幌市、福岡市、

広島市、堺市、尼崎市及び仙台市)



- 2.4.2 道路公社の概要:資産・負債・正味財産
- 6公社がフローで赤字であるが、その他の公社は黒字である。
- また、ストックで見れば、和歌山を除いてすべての公社で黒字である。
- したがって、このデータを見る限り、公社は健全であるとみなされるが、これは会計上、資産価値を、将来の利用収入から来る収益価値ではなくて、建設時の簿価で計測しているためであり、実態を踏まえているとはいえない。
- 2.4.3 道路公社の役員・職員構成
- 役員総数は、最大で9、人数に地域性はないようである。
- 公出向者が0の公社もある。
- 職員総数で見ると、役員数以上にばらつきが多い。
- 名古屋の258人と福岡北九州高速の189人で多く、これは、都市高速の 影響である。
- 役員が、職員よりも多い公社も存在する。
- 職員に占める公退職者の割合は、0か0に近いが、大阪市は、33%を超えている。また、公出向者の割合は、全体的に多く、1の公社も存在する。

- 2.4.4 道路公社の出資、補助金、貸付金、債務保証債務残高
- 出資額は、名古屋と福岡北九州が飛びぬけているが、これは都市高速の影響
- また補助金は、受けていない公社も多く、2極化。
- また、貸付金も、受けていない公社が多く、2極化
- 補助金を受け入れていない公社で、貸付金を受け入れているようである。
- ただし、両方受け入れている公社も見受けられる。
- 損失補償債務残高は、名古屋と福岡北九州が飛びぬけているが、大阪府や愛知県、神戸市、兵庫県も多い。
- これらの合計額は自治体の責任となるが、その額が標準財政規模に占める割合は、100%を超える名古屋、福岡は例外として、神戸市と奈良県で、30%超
- 2.4.5 道路公社の評価・監査体制
- 点検・評価体制は整備されていない公社がまだまだ多い。
- また、整備されている公社においても民間委員を活用している公社は半分ほど。
- 外部監査はほぼすべての公社で導入されているが、毎年なされていない公社も 多い。
- また、情報公開も進んでいるが完全ではない。ネットでの公開となると、かなり遅れているといえる。

実態把握1:道路別収支

								評価	指標
	道路名	事業主体	供用延長	交通量実績	交通量実績	収入	支出	収入/支出	建設·管理 効率性
順位	Ì.		k m	(台)	(台/日)	(千円)	(千円)	(比率)	(千円 / k m)
1	99 南阪奈道路	大阪府公社	4.6	47,346	11,837	11,255	-126,052	-0.089	-27403
2	74 浜名湖新橋	静岡県公社	1.3	3,314	1,657	613	-116,555	-0.005	-89658
3	22 常陸那珂道路	茨城県公社	2.9	479,007	1,309	49,643	109,927	0.452	37906
4	81 茶臼山高原道路	愛知県公社	14.2	158,321	433	79,952	174,452	0.458	12285
5	65 長良川リバーサイド道路	岐阜県公社	1.1	1,457,283	3,982	128,663	266,289	0.483	242081
6	67 長良川右岸	岐阜県公社	1.3	394,866	1,079	34,340	69,346	0.495	53343
7	137 ながさき出島道路	長崎県公社	3.4	43,430			12,924	0.512	3801
8	15 表筑波スカイライン	茨城県公社	10.0	96,579	264	54,717	92,555	0.591	9256
9	84 小牧東インター道路	愛知県公社	1.6	349,152	954	71,470	117,020	0.611	73138
10	14-0-270-24	福島県公社	6.6	218,528		66,973	103,452	0.647	15675
11	83 小坂井バイパス	愛知県公社	0.9	1,440,696	- /		204,616	0.744	227351
12	· 口風工之时	山形県公社	3.2	215,072	588		80,699	0.797	25218
13		千葉県公社	3.6	415,705		,	81,159	0.824	22544
14	68 村櫛舘山寺道路	静岡県公社	4.6	270,428		, -	67,781	0.834	14735
15	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	長崎県公社	1.5	421,165		44,483	52,468	0.848	34979
16	INV. INC. PH	千葉県公社	5.1	2,214,443	-,		498,129	0.891	97672
17		福島・(栃木)公社		22,928		35,212	39,362	0.895	3253
18	- 10 7 1 27 AZZ	長野県公社	2.6	1,377,083			169,648	0.924	65249
19		山梨県公社	3.1	407,746			109,983	0.924	35478
20	79 猿投グリーンロード	愛知県公社	13.1	6,144,777	16,789	1,140,763	1,218,202	0.936	92993

実態把握2:利用率

連路名	道路公社名	達成率	指導終了予定
①茶臼山高厚道路	(愛知意)	12.3	2008年4月
空經濟有料道路	(子葉県)	16.0	2008年4月
②常陸部四有料道路	(茨城県)	18.2	2029年7月
②高野竜神スカイライン	(和歐山縣)	21.2	2010年7月
応機築波スカイライン	(茨城県)	22.0	2004年10月
⑥新見沼太橋有料道路	(埼玉県)	23.7	2026年11月
②村掛館山寺道路	(お開果)	23.9	2007年5月
⑥福島空港道路	(福島県)	25.0	2031年3月
②西吾妻有料道路	(山形塊、福島県)	26.4	2003年6月
会清里高年有料道路	(山縣県)	28.3	2028年6月
參高森勢海市相道路	(福島県)	28.3	2006年8月
學水海道有用道路	(妖城県)	29.0	2027年8月
砂三洲福養通路	(神楽川県)	30.8	2030年3月
個久須夜ケ岳有料連路	(福井県)	31.0	2002年 6 月
心房総スカイライン有利道路	(千葉県)	32.0	2009年3月
参校通バイバス有料連絡	(長崎県)	34.4	2019年 4 月
①八王子中央有科通路	(東京福)	37.3	2031年1月
廖西海有科道 路	(愛媛県)	38.0	2006年 3 月
彻底水多久道路	(佐賀縣)	39.0	2028年7月
@温版トンネル有料道路	(兵服限)	39.0	2007年5月

道路公社の考えるべき問題

- 経営状況を単なる財務上の債務超過で議論すべきなのか。
- 資産は簿価か時価か。
- 時価は、再取得価格でいいのか。(公会計基準と、経済学的に意味のある基準)
- 道路の価値は、将来にわたるキャッシュインフローではないのか。
- その価値があれば、その道路は意義があり、道路公社としての提供、運営価値はある。
- <u>有料道路は、借金で作るべきものか、インフラとして国が整備すべきものか。</u>
- 借金で作るなら、利払いに見合うだけの便益は必要ではないか。便益は 利用料収入であるから、利払いが利用料でまかなえないのであれば、作 るべきではない。
- 実際作ってしまったものを、どうするのか。
- 自治体の責任は? 日本道路公団との違い。

三セク財務状況分析

- 現状分析:
- 観光·レジャー、農林水産、教育文化分野の法人数が大きなシェアーを占めている。
- 教育文化は民法法人が多く、観光・レジャー分野は商法法人が多い。
- 設立は、1960年代にはじまり、1986年ごろから盛んになり、バブル期に最高となり、その後設立は減少しているが、バブル後も商法法人はバブル期同様のペースで継続して設立されている。また、近年の設立では、観光・レジャー、農林水産分野の法人が多い。
- <u>**フローの財務状況**</u>:全国で35%の法人が経常赤字に直面しており、経常赤字額では、運輸、観光・レジャー分野が多い。
- <u>ストックの財務状況</u>:全国で6.6%の法人が債務超過状態にあるが、その割合は 分野毎に差が見られ、観光・レジャー分野での財務状況が特に悪い。
- = > 近年その経営悪化が議論されている商法法人観光・レジャー分野の第三セクターをとりあげ、その個別法人の財務データから、経営悪化要因を検討。

三セク経営悪化要因分析結果

潜在的なリスクの大きい観光分野において、不況により リスクが発生

官と民の責任分担のあいまい(曖昧)性により、民の努力 が低下

官と官の責任分担のあいまい(曖昧)性により、官の努力 が低下

地域における需要競争 雇用確保としての設立、継続 地域における政治的圧力を通じた過大投資 情報公開の不備による説明責任の欠如 リゾート法などのマクロ政策による非効率な設立。

政策提言:民間活力を効率良く利用して いくための制度整備

官と民の責任分担の明確化 官と官の責任分担の明確化 地域におけるニーズの把握

本来の目的以外の目的による設立の排除(雇用確保や地域産業保護などの政治圧力からの脱却)。

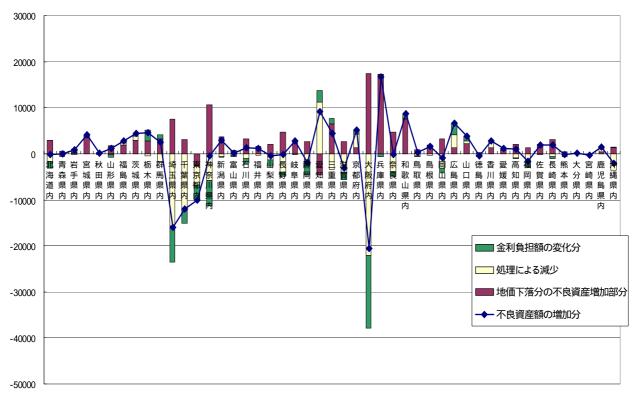


この制度整備のためには 情報公開による当事者の説明責任確保が必要

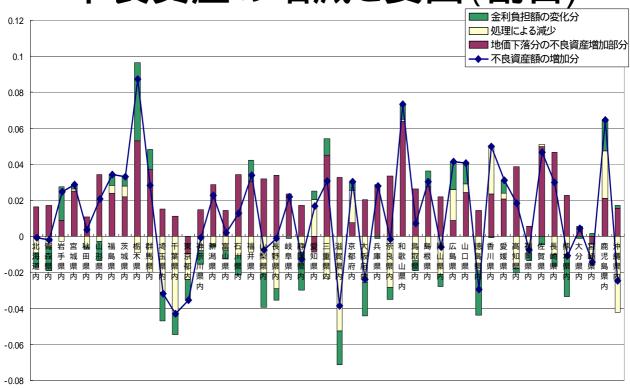
土地公社 不良資産の増加要因分解

- (1) 地価の下落によるもの
 - (外生的要因)
- (2) 処理の遅れ = 金利支払いの増加 (内生的要因)
- (3)母体自治体による土地の購入 (民間への土地売却を含む) (内生的要因)

不良資産の増減と要因(金額)



不良資産の増減と要因(割合)



土地公社分析 不良資産処理 の遅れの背景:要因分析

制度外的要因

- ・地価下落
 - ・政府の経済対策

制度内的要因

母体自治体の財政力 長期保有土地の悪影響 経営健全化団体の指定

不良資産の動向の要因分析から見られる傾 向

a:制度外的(環境)要因

・地価下落

不良資産増加にプラスの効果

b:制度的要因

・財政力不足・長期保有土地

不良資産にプラスの効果

・経営健全化団体の指定

不良資産にマイナスの効果

解決策1

- 1:処理問題:責任逃れの先送りによる高金 利の支払い早期解消
- •情報公開により、適切な処理・土地活用を 早期に議論すべき = 公社の意義の再確認

必要ならば、現在の財政資金を投入してで も処理すべき。

解決策2

- 2:将来に繰り返さないために
 - = 制度問題の解消(甘い体質の排除)
- •適切な検査システムの整備

公社の意義の再確認・再点検を柔軟にできる 制度(独法システムが参考)



•情報公開(議会・住民のチェック)による規律付け(調査努力、地域企業保護の正当性、天下リの意義)=>補足(情報公開の影響)